

反射鏡（カーブミラー）設置基準

令和8年3月 策定

南島原市 防災課 防災交通班

1. はじめに

南島原市では、自治会からの要望により、見通しの悪い交差点やカーブ等において反射鏡（以下、カーブミラー）を設置しています。

本基準は、安全確認の補助施設としてカーブミラーを設置する場合の基準を定めるものであり、カーブミラーの設置に関する必要事項等を定め、設置を慎重に判断しています。

あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

カーブミラーを過信せず、直接目視での安全確認を確実に行うことが大切です。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になることも考えられるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所のみ、設置を検討します。

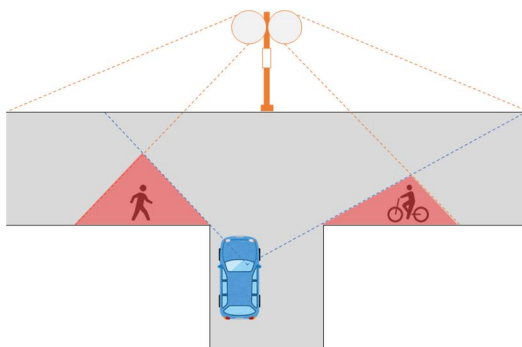
カーブミラーを設置すると以下のようなメリット、デメリットがあります。

(1) メリット

- ① 見通しの悪い交差点やカーブにおいて、接近する車を遠方から確認できる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、見通しが悪く危険な交差点であると認識できる。

(2) デメリット

- ① カーブミラーへの過信から、ミラーだけを確認して目視による安全確認を怠り、通過速度の上昇や、一時停止違反をまねきやすい。
- ② カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかむことが難しい。
- ③ カーブミラーでは見えない部分（死角）があるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見えることで、混乱をまねくおそれがある。



左図において、「赤い部分」はカーブミラーの死角となっています。

事故を防ぐためには、カーブミラーを確認した後に目視で死角部分を確認する必要があります。

3. カーブミラーの設置基準について

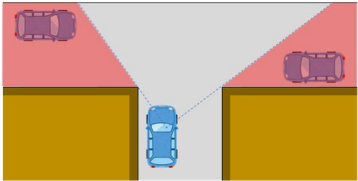
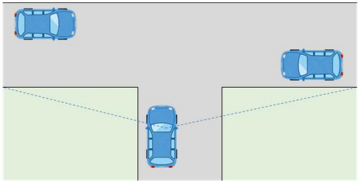
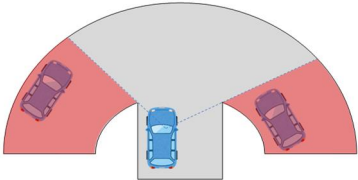
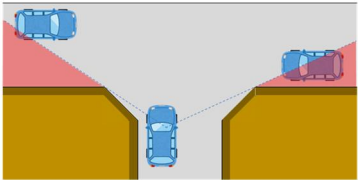
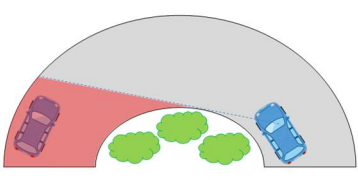
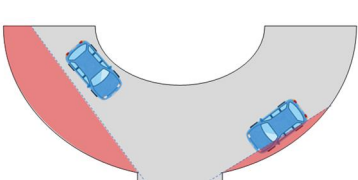
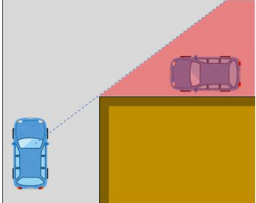
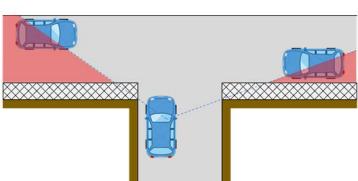
カーブミラーには前述のような特性があるため、自治会の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討します。

また、設置を判断する際は、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合も、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置によるデメリットを考慮し、設置を見送る場合があります。

カーブミラーの新規設置に関して、原則として次のような基準により判断します。

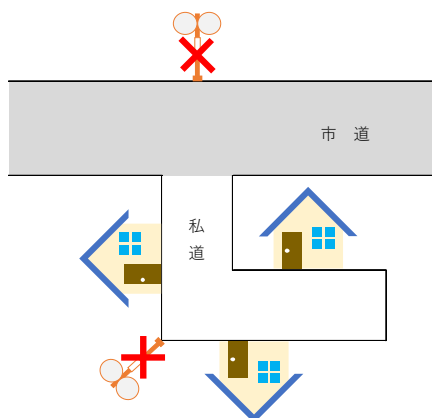
ただし、現地環境が判断基準に合致している場合においても、必ずしも設置を検討するものではありません。

(1) 交差点などにおける一般的な設置の判断基準

設置を検討する事例 ○	設置を検討しない事例 ×
<p>① 民地内の塀や垣根等により見通しが確保できない場合</p> 	<p>① 空地等により見通しが確保されている場合</p> 
<p>② 内側へのカーブで見通しが確保できない場合</p> 	<p>② 隅切りがあり見通しが確保されている場合</p> 
<p>③ 急カーブや坂道で見通しが確保できない場合</p> 	<p>③ 外側へのカーブで見通しが確保されている場合</p> 
<p>④ L字型道路で見通しが確保できない場合</p> 	<p>④ 進入する道路側に歩道等があり一時停止や徐行をして交差点内に進むことにより、見通しが確保できる場合</p> 

(2) カーブミラーを設置しない場所

① 私道と市道の交差点及び私道内



公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第17条)

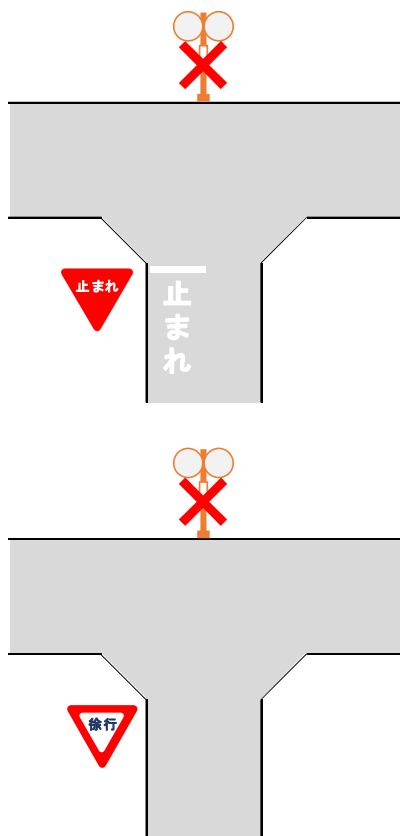
② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口



公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第17条)

③ 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点



カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。

ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合、速やかにカーブミラーを撤去します。

(3) その他

以下のケース（箇所）は、原則としてカーブミラーを新設しません。

- ① 設置箇所の地権者や近隣住民から同意を得られない箇所
- ② 屈折・屈曲部においても、徐行して前方の見通しが確保できる箇所
- ③ 信号機のある交差点箇所
- ④ 歩行者や車両等の通行の妨げになる箇所
- ⑤ 前方の道幅が広い箇所（ミラーまでの距離が遠くなり、前方不注意を誘発するため）
- ⑥ 交通量が少なく、設置効果が見込まれない箇所
- ⑦ 電柱にミラーを共架する場合、設置主（九電、NTTなど）の許可が下りない箇所
- ⑧ 市道以外に設置する場合、当該道路等の管理者の許可が下りない箇所

4. カーブミラーの設置要望について

以上のことについてご理解いただき、お住まいの自治会長から、防災課または各支所に要望書を提出してください。

要望を取りまとめ、現地調査を行い、本設置基準に基づき、カーブミラー設置の適否を決定し、自治会長に設置の有無について報告いたします。

**※ 事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。
事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。**

5. カーブミラーの維持管理について

市が設置したカーブミラーの維持管理（経年劣化や自然災害による損傷等の管理を行うことをいう。）は、市で行うので、防災課または各支所に連絡してください。

しかし、故意または過失によりカーブミラーに損傷が生じた場合、修繕にかかる費用は、原因者ですべて負担していただきます。